

○国土交通省告示第四百四十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

平成二十八年三月二日

国土交通大臣 石井 啓一

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道2号改築工事（東広島・安芸バイパス）（広島県東広島市八本松西五丁目地内から同県安芸郡海田町東海田字曾田地内まで）及びこれに伴う町道付替工事

第3 起業地

1 収用の部分 広島県東広島市八本松西五丁目及び八本松町宗吉字関平山地内

広島県広島市安芸区上瀬野町字大元谷山、字大山、字瀬野越山、字久井原、字小丸山、字山田ケ原、字丸岩山、字天神原、字奥野原、字寺分、字大谷山、字観音平、字合之坪、字正之坪、字神立向山、字段之原山、字塔之原、字石神及び字長尾山、上瀬野南一丁目、瀬野南町字一井木山、字神原、字龍王山、字中字祢、字原山、字坂山、字丸山及び字大藤、瀬野一丁目、瀬野南一丁目、中野東町字平原、字甲斐崎、字銚取、字南原、字原山、字三谷、字上天狗防、字長迫、字下天狗防、字京之岡、字成岡、字朝日原、字前山、字山根及び字貫道、中野東六丁目、中野東五丁目、中野東三丁目、中野東二丁目並びに中野東一丁目地内

広島県安芸郡海田町東海田字上大迫、字大迫、字上安井、字安井谷、字下安井、字新山、字長谷、字勝屋及び字曾田、国信二丁目並びに国信一丁目地内

2 使用の部分 広島県東広島市八本松町宗吉字関平山、字扇子要山及び字杓子谷地内

広島県広島市安芸区上瀬野町字大元谷山、字大山、字瀬野越山、字久井原、字小丸山、字山田ケ原、字丸岩山、字天神原、字奥野原、字寺分、字大谷山、字観音平、字合之坪、字正之坪、字神立向山、字段之原山、字塔之原、字石神及び字長尾山、上瀬野南一丁目、瀬野南町字一井木山、字龍王山、字原山、字坂山及び字大藤、瀬野一丁目、瀬野南一丁目、中野東町字平原、字甲斐崎、字銚取、字南原、字原山、字三谷、字上天狗防、字下天狗防、字京之岡、字成岡、字朝日原、字前山、字山根及び字貫道、中野東六丁目、中野東五丁目、中野東三丁目並びに中野東二丁目地内

広島県安芸郡海田町東海田字上安井、字安井谷、字下安井、字新山、字長谷、字勝屋及び字曾田、国信二丁目並びに国信一丁目地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、広島県東広島市八本松西三丁目地内から同県安芸郡海田町南堀川町地内までの延長17.3kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道2号改築工事（東広島・安芸バイパス）及びこれに伴う町道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道2号改築工事（東広島・安芸バイパス）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される町道の従来機能を維持するための付替工事は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していること、一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道2号（以下「本路線」という。）は、大阪市を起点とし、岡山市、東広島市、安芸郡海田町、広島市、山口市等を経由して北九州市に至る延長約674kmの主要幹線道路であり、本件事業は、東広島市と廿日市市とを結ぶ延長約40kmの自動車専用道路及び一般道として計画された東広島廿日市道路の一区間である。

本路線が通過する東広島市は、製造業が盛んな地域であり、製造された工業製品は、本路線等を経由して港湾法（昭和25年法律第218号）に基づく国際拠点港湾である広島港に運ばれている。また、広島港で荷揚げされた工業製品は、本路線等を経由して東広島市に運ばれており、本路線は、東広島市と広島港の間における工業製品の輸送路として重要な役割を担っている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、沿線に工場等が立地していることなどから、物流等による通過交通と地域住民による地域内交通とがふくそうし、交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十

分に発揮できていない状況にある。

平成22年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、東広島市志和町冠地内で24,034台／日、広島市安芸区中野東町中野地内で27,387台／日であり、混雑度はそれぞれ1.62、1.81となっている。

本件事業の完成により、本件区間が現道の通過交通等を分担することから、現道における交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である広島県知事が、「環境影響評価の実施について」（昭和59年閣議決定）等に基づき、平成8年8月に大気質及び騒音について環境影響評価を実施しており、その結果によると、大気質については環境基準を満足すると評価されており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置により環境基準を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成27年10月に、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に準じて任意で環境影響評価の照査を実施したところ、大気質等については環境基準等を満足するとされており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁等の設置により環境基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

また、同評価等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるクマタカ、オオタカ及びハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ、ギフチョウ及びミズスマシその他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているキキョウ、準絶滅危惧として掲載されているアテツマンサク及びエビネその他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響が小さいとされた種以外のものについても、保全措置の実施により、影響が回避・軽減されると予測されている。主な保全措置としては、クマタカについては営巣が確認されていることから、モニタリング調査を継続し、専門家の指導助言を受け、必要に応じて繁殖期を避けた施工、低騒音建設機械の使用による工事騒音の軽減等の保全措置を講ずることとしている。ギフチョウについては、生育環境が一部改変されることから、代替生息環境の整備を行うなどの保全措置を講ずることとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に

応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が5箇所存在していたが、既に発掘調査等が完了しており、記録保存を含む適切な措置が講じられている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道における交通混雑の緩和を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第1種第3級の規格に基づく4車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、東広島市区間については昭和50年2月18日に都市計画決定され、平成8年8月8日及び平成19年2月19日に変更決定された都市計画と、広島市区間及び安芸郡海田町区間については昭和49年4月12日に都市計画決定され、昭和51年4月20日、昭和63年11月10日、平成5年2月25日、平成8年8月8日及び平成19年2月19日に変更決定された都市計画と、それぞれトンネルの幅員、法面の形状等を除き、基本的内容について整合しているものである。

さらに、本体事業の施行に伴う町道の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、広島市長を会長とする国道2号東広島・安芸バイパス建設促進期成同盟会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認め

られる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 広島県東広島市役所、広島市安芸区役所及び同県安芸郡海田町役場

第6 収用又は使用の手続が保留される起業地 広島県広島市安芸区中野東町字平原、字甲斐崎、字銚取、字南原、字原山、字三谷、字上天狗防、字長迫、字下天狗防、字京之岡、字成岡、字朝日原、字前山、字山根及び字貫道、中野東六丁目、中野東五丁目、中野東三丁目、中野東二丁目並びに中野東一丁目地内

広島県安芸郡海田町東海田字上大迫、字大迫、字上安井、字安井谷、字下安井、字新山、字長谷、字勝屋及び字曾田、国信二丁目並びに国信一丁目地内